



家畜の盗難にご注意ください

6月頃から群馬県、栃木県など北関東において、畜舎の子牛や豚が盗難にあう事例が複数発生しています。

家畜の盗難は経済的被害となるだけでなく、農場への家畜疾病の侵入につながるおそれがあります。

飼養衛生管理基準の遵守が防犯対策につながるケースもありますので、裏面を参考に防犯対策を徹底し、大切な家畜を守りましょう。

北関東を中心とした家畜盗難頭数

		被害農家 (件)	牛	豚	ヤギ	鶏 など	被害確認時期
群馬県	前橋市	5		580			7月上旬～8月上旬
	伊勢崎市	1		60			8月上旬～中旬
	太田市	1		50			8月上旬～中旬
	館林市	1	1				6月中旬
	邑楽町	1	1				5月下旬
栃木県	足利市	4	6		3		5～8月下旬
茨城県	常総市	1		1			7月上旬
	水戸市	1			1	9	8月下旬
埼玉県	本庄市	1		2			5月下旬

(各県警やJA、日本農業新聞などの調べ)

出典：日本農業新聞 9/1(火)

三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所

TEL：0178-27-7415 FAX：0178-27-7418

土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714

飼養衛生管理基準の遵守は 家畜の盗難防止にもつながります

飼養衛生管理基準	盗難防止にも有効な対策
衛生管理区域の境界を明確にする	・衛生管理区域周辺への柵の設置 ・入口への門の設置 ・衛生管理区域境界への石灰散布
必要のない者の衛生管理区域への立入りの制限	・立入禁止看板の設置 ・農場入口や畜舎の施錠の徹底 ・防犯カメラの設置
野生動物の侵入防止対策をとる	・衛生管理区域周辺への柵の設置 ・畜舎開口部への防鳥ネット等の設置 ・センサーライトの設置
家畜の飼養頭数、出荷頭数、導入頭数等の記録と保管	・飼養頭数の小まめな確認により、被害の有無の確認

万が一、被害に遭ってしまったときは…

- ・ 警察に被害を通報してください。
- ・ 三八地域農林水産部畜産課に連絡し、別紙の家畜盗難被害報告書を提出してください。

被害発生時連絡先:

三八地域県民局地域農林水産部畜産課

電話:0178-27-5111(合同庁舎代表)

FAX:0178-27-3323